

川崎市中央卸売市場北部市場事業用地貸付審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市中央卸売市場北部市場の開設者である川崎市が市場用地を市場内事業者及び団体に貸し付けるにあたって、貸付申請案件の的確性などの審査を行う川崎市中央卸売市場北部市場事業用地貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査委員会は、貸付申請について次の各号に定めるものについて審議する。

- (1) 当該事業用地における事業計画の的確性
- (2) 貸付けを受けようとする者の財務状況等の内容

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 経済労働局中央卸売市場北部市場長
- (2) 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長
- (3) 経済労働局中央卸売市場北部市場業務課長
- (4) 経済労働局産業政策部庶務課長

2 審査委員会は、北部市場長を委員長、北部市場管理課長を副委員長とし、委員長は審査委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長が事故その他の理由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長は、第2条に規定する事項を審査するため、企業の財務状況等を審査できる者など、専門的知識を有する者から、案件に応じて意見を求め説明を聴くことができる。また、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 審査委員会は、貸付申請が提出された場合に委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、経済労働局中央卸売市場北部市場管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。